

医師の確保及び中濃二次医療圏に新たな救命救急センターの指定を求める
意見書

中濃二次医療圏では、救命救急センターの中濃厚生病院と12の救急告示医療機関（可茂地域7医療機関、武儀地域2医療機関、郡上地域3医療機関）が、救急搬送患者の受入を担っている。しかし、中濃二次医療圏は、県内二次医療圏で人口が二番目に多く、面積についても二番目に広い医療圏ながら、人口10万人当たりの医師数は岐阜県平均の値を大きく下回り、県内二次医療圏で最も医師数が少なく、特に小児科医師不足は顕著な状況である。よって、「岐阜県医師確保計画」に則り、医療圏の見直しや連携について早期に検討を行い、医師の確保を図りたい。

また、県内消防本部単位における救急搬送不可率は、可茂地域の可茂消防事務組合消防本部が、ワースト1～2位という状況になっており、可茂地域の救急告示医療機関では、救急告示指定を取り下げる医療機関もあり、また、近隣の救命救急センターもこれ以上の救急搬送患者の受入は困難な状況となっている。

このような現状であるが、当地域では救急告示医療機関の一つである社会医療法人厚生会中部国際医療センターが、救急搬送患者、ウォークイン及びドクターヘリ患者の多くを受け入れていただき、救命救急センターと同等の役割を担っている。

中濃二次医療圏の救急医療状況を総合的に鑑み、新たな三次救急医療機関（救命救急センター）の指定は、この地域の安定的な救急医療体制構築には喫緊の課題であり、また、県内二次医療圏で周産期母子医療センター及び小児救急医療拠点病院が、唯一中濃二次医療圏には指定医療機関がなく、関連の救急搬送は岐阜医療圏への搬送となっている。

以上のことから、下記の通り、可児市議会として医師の確保と社会医療法人厚生会中部国際医療センターを三次救急医療機関（救命救急センター）に指定いただくことを切に要望する。

記

- 1 医療圏の見直しや連携について早期に検討を行い、医師の確保を図ること
- 2 社会医療法人厚生会中部国際医療センターを三次救急医療機関（救命救急センター）に指定すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月20日

岐阜県可児市議会

岐阜県知事 古田 肇 様